

○国立大学法人埼玉大学ALL SAITAMAミライ機構 企画推進室規程

〔令和8年3月26日〕
規則第51号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学ALL SAITAMAミライ機構規程第4条第2項の規定に基づき、企画推進室に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 企画推進室は、ALL SAITAMAミライ機構における研究プロジェクト及び人材育成に関する施策を企画・立案し、推進することを目的とする。

(業務)

第3条 企画推進室においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 社会課題の解決及び産業創成に資する産学官共同研究の企画・立案
- (2) 地域産業を担う人材育成のための施策の企画・立案
- (3) その他企画推進室の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 企画推進室に、次の教職員を置く。

- (1) 企画推進室長
- (2) 企画推進室の教育・研究担当を命ぜられた教員（以下「担当教員」という。）
- (3) 地域連携コーディネーター
- (4) その他の教職員

(企画推進室長)

第5条 企画推進室長は、ALL SAITAMAミライ機構副機構長をもって充てる。

2 企画推進室長は、企画推進室の業務を掌理する。

(担当教員)

第6条 担当教員の採用及び昇任等に関しては、別に定める。

(地域連携コーディネーター)

第7条 地域連携コーディネーターの選考等に関しては、別に定める。

(企画推進室会議)

第8条 企画推進室に、企画推進室の運営と業務の遂行に関する事項を審議するため、企画推進室会議を置く。

第9条 企画推進室会議は、次の委員をもって組織する。

- (1) ALL SAITAMAミライ機構長（以下「機構長」という。）
- (2) 企画推進室長
- (3) 担当教員
- (4) 地域連携コーディネーター
- (5) オープンイノベーションセンター長
- (6) その他機構長が必要と認めた教職員

2 前項第6号の委員の任期は、機構長がその都度定める。

第10条 企画推進室会議に議長を置き、企画推進室長をもって充てる。ただし、企画推進室長に事故あるときは、あらかじめ企画推進室長が指名した委員がその職務を代行する。

2 議長は、企画推進室会議を招集し、これを主宰する。

3 企画推進室会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（ワーキンググループ）

第11条 企画推進室は、特定の課題について企画・立案及び実施を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第12条 企画推進室に関する事務は、研究・連携推進部産学官連携・ダイバーシティ推進課において処理する。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。